

診断書の作成は身体障害者福祉法第15条に規定する医師に限られます。

総括表 身体障害者診断書・意見書（じん臓機能障害用）

氏名		生年 月日	年 月 日 (歳)	男・女
住所	〒			
① 障害名（部位を明記）			障害の状況及び所見 別紙のとおり	
② 原因となった ② 疾病・外傷名			交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他（ ）	
③ 疾病・外傷発生年月日		年 月 日	・場所	
④ 参考となる経過・現症（画像診断及び検査所見を含む。）				
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日				
⑤ 総合所見（再認定の項目も記入）				
[将来軽度化による再認定 要・不要] [再認定の時期 年 月]				
⑥ その他参考となる合併症状				
上記のとおり診断する。併せて下記の意見を付す。 年 月 日				
病院又は診療所の名称 所 在 地 電 話 番 号 診療担当科名 科 指定医師氏名 印				
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入すること。〕				
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に • 該当する (級相当) • 該当しない				
注 1 障害名の欄には現在起こっている障害、例えば慢性じん不全等を記入し、原因となった疾病の欄には慢性じん臓病等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、牛久市から改めて障害の状況及び所見について問合せする場合があります。				

じん臓の機能障害の状況及び所見

1 じん機能	(検査日 年 月 日)	(該当するものを○でかこむこと)
ア 内因性クレアチニンクリアランス値	(ml/分) 測定不能
イ 血清クレアチニン濃度	(mg/dl)
ウ 血清尿素窒素濃度	(mg/dl)
エ 24時間尿量	(ml/日)
オ 尿 所 見 ()	カ 推算 GFR 値 (ml/分/1.73 m ²)

2 その他参考となる検査所見

(胸部エックス線写真、眼底所見、心電図等)

3 臨床症状 (該当する項目が有の場合は、それを裏づける所見を右の〔 〕内に記入すること。)

ア じん不全に基づく末梢神経症	(有・無) []																
イ じん不全に基づく消化器症状	(有・無) [食思不振、恶心、嘔吐、下痢]																
ウ 水分電解質異常	(有・無) <table style="border-left: 1px solid black; border-collapse: collapse; padding-left: 10px;"> <tr> <td>Na</td> <td>mEq/l</td> <td>K</td> <td>mEq/l</td> </tr> <tr> <td>Ca</td> <td>mEq/l</td> <td>P</td> <td>mg/dl</td> </tr> <tr> <td colspan="4">浮腫、乏尿、多尿、脱水、肺うつ血、</td> </tr> <tr> <td colspan="4">その他 ()</td> </tr> </table>	Na	mEq/l	K	mEq/l	Ca	mEq/l	P	mg/dl	浮腫、乏尿、多尿、脱水、肺うつ血、				その他 ()			
Na	mEq/l	K	mEq/l														
Ca	mEq/l	P	mg/dl														
浮腫、乏尿、多尿、脱水、肺うつ血、																	
その他 ()																	
エ じん不全に基づく精神異常	(有・無) []																
オ エックス線写真所見における骨異常	(有・無) [高度、中等度、軽度]																
カ じん性貧血	(有・無) Hb g/dl, Ht % 赤血球数 × 10 ⁴ /mm ³																
キ 代謝性アシドーシス	(有・無) [HCO ₃ mEq/l]																
ク 重篤な高血圧症	(有・無) 最大血圧／最小血圧 ／ mmHg																
ケ じん不全に直接関連するその他の症状	(有・無) []																

4 現在までの治療内容 (透析療法開始日 年 月 日)

ア 血液透析療法	(有・無)	[回数	／週、期間]
イ CAPD (腹膜透析)	(有・無)		
ウ 腎移植	(有・無)	[抗免疫療法 有・無]	

5 日常生活の制限による分類

- ア 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの。
- イ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの。
- ウ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの。
- エ 自己の身辺の日常生活活動を著しく制限されるもの。